

令和2年度 社会福祉施設・事業所等の実地指導の結果【介護サービス事業所等】（令和2年11月実施分まで）

事業の種類別	施設・事業所名	運営法人名	実施日	文書指導事項	改善状況
介護予防支援事業	高齢者あんしん相談センターせせらぎ(地域包括支援センターせせらぎ)	ALSOK介護株式会社	令和2年8月14日	①運営規程での営業しない日の記載について、現状に合わせて見直してください。 ②介護予防サービス計画に介護予防訪問看護などの医療サービスを位置付けるに当たっては、利用者の同意を得て主治医の意見を求め、当該医療サービスに係る主治医の指示があることを必ず確認してください。	いずれも改善済
介護予防支援事業	高齢者あんしん相談センター柏の杜(地域包括支援センター柏の杜)	社会福祉法人志木市社会福祉協議会	令和2年8月18日	なし	—
居宅介護支援事業	たすけあいネット志木	特定非営利活動法人たすけあいネット志木	令和2年8月21日	①運営規程に記載している「使用する課題分析票の種類」について、現在使用している課題分析票の種類に修正してください。 ②重要事項説明書の「利用料金」や「秘密保持」、「苦情窓口」などの項目について、必要な見直しを行うとともに、「事故発生時の対応」の項目を追記してください。 ③指定居宅サービス事業者に居宅サービス計画を交付したときは、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について、必ず確認してください。	いずれも改善済
居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所志木みずほ	医療法人瑞穂会	令和2年8月28日	①重要事項説明書の「休日」や「基本料金の額(保険料滞納の場合)」、「退院・退所加算」、「交通費」の項目について、必要な見直しを行ってください。 ②居宅サービス計画に通所リハなどの医療サービスを位置付けるに当たっては、利用者の同意を得て主治医の意見を求め、当該医療サービスに係る主治医の指示があることを必ず確認してください。 ③居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、サービス担当者会議で福祉用具貸与と事業所の担当者から専門的な見地からの意見を求めてください。また、当該事業所から福祉用具貸与計画の提出を求め、居宅サービス計画との連動性や整合性について、必ず確認してください。	いずれも改善済
地域密着型通所介護事業・第1号通所事業	デイサービス杏の里	合同会社デイサービス杏の里	令和2年9月25日	①労働基準法の規定に基づき、労働条件通知書等の作成を適切に行ってください。 ②原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、人員基準で配置が必要な職種の従業員の配置、兼務関係などを明確にしてください。 ③生活相談員については、サービス提供日ごとに、その勤務延べ時間数が、サービス提供時間帯のサービス提供時間数を確保するようにしてください。 ④静養室を整備するとともに、機能訓練室等の区画を確認の上、当該区画を明示した全体の平面図を添付した変更届を提出してください。 ⑤運営規程の「サービス内容」や「その他の費用」などの項目について、必要な見直しを行ってください。 ⑥令和元年10月の介護報酬改定による利用料の変更について、利用者等に説明し、理解を得てください。 ⑦重要事項説明書の「営業時間」や「サービス提供時間」、「従業員の人数」などの項目について、必要な見直しを行うとともに、基本利用料、利用者負担額は、令和元年10月の介護報酬改定を反映した金額に修正してください。 ⑧事業所の見やすい場所に、重要事項を掲示してください。 ⑨従業員に対する高齢者虐待防止等に関する研修を実施してください。 ⑩従業員が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさないことについて、秘密保持に係る誓約書を徴取するなど、必要な措置を講じてください。 ⑪運営推進会議をおおむね6か月に1回以上開催し、活動状況を報告して評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けてください。 ⑫法令遵守等の業務管理体制の整備に関する事項を届け出てください。	いずれも改善済

令和2年度 社会福祉施設・事業所等の実地指導の結果【介護サービス事業所等】（令和2年11月実施分まで）

事業の種別	施設・事業所名	運営法人名	実施日	文書指導事項	改善状況
地域密着型通所介護事業・第1号通所事業	リハビリスタジオオアシス志木	株式会社ゆうせん堂	令和2年10月28日	①運営規程の「従業員の人数」や「利用料」、「通常の事業の実施地域」などの項目について、必要な見直しを行ってください。 ②重要事項説明書の「サービス提供地域」、「従業員の人数」の項目について、必要な見直しを行うとともに、「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の項目を記載してください。 ③重要事項の揭示の「サービス種別」、「利用料金」の項目について、必要な見直しを行うとともに、「事故発生時の対応」の項目を記載してください。 ④従業員に対する高齢者虐待防止等に関する研修を実施してください。 ⑤従業員から徴取していた、利用者等の秘密保持に係る誓約書で、他の事業所名が記載されていたので、改めて、当該事業所の利用者等の秘密保持に係る誓約書を徴取してください。 ⑥運動器機能向上加算の算定に当たっては、目標設定、モニタリング及び実施期間終了後のアセスメントについて、適切に対応してください。 ⑦運営規程等に変更があった場合は、その旨の届出を適切に行ってください。	いずれも改善済
第1号通所事業	通所介護事業所ブロン	社会福祉法人ルストホフ志木	令和2年11月5日	①運営規程の「サービス提供時間帯」や「利用料」、「通常の事業の実施地域」などの項目について、必要な見直しを行ってください。 ②重要事項説明書の「利用料」や「その他の費用」などの項目について、必要な見直しを行ってください。 ③運動器機能向上加算の算定に当たっては、目標設定、モニタリング及び実施期間終了後のアセスメントについて、適切に対応してください。	いずれも改善済